

建設工事成績評定要領

（目的）

第1条 この評定要領は、境港市請負工事検査規程（平成6年境港市訓令第3号。以下「検査規程」という。）第12条の規定に基づき工事成績に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図ることを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象は、境港市建設工事執行規則（平成24年境港市規則第12号。以下「規則」という。）第1条に規定する建設工事のうち、次の建設工事以外の建設工事とする。

- （1）当初設計金額が500万円未満の工事
- （2）道路、河川、下水道を維持し、修繕し、又は管理することを目的として発注された工事（年間維持、伐開、河川掘削）
- （3）災害時の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事
- （4）機器の納品、部品取替等の建設工事（道路照明灯点検補修等）
- （5）工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）

2 前項第1号から第5号については、様式第1に定める項目について実施し、採点を行わない。

（評定者）

第3条 建設工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、検査規程第4条に規定する検査員（以下「検査員」という。）、規則第29条第1項に規定する監督員とする。

- ・ 第一次評定者 一般監督員、総括監督員
- ・ 第二次評定者 検査員

（注）総括監督員は、工事担当係長以上の職の者とする。

（評定の方法）

第4条 評定は、検査規程第5条第2項に定めた検査基準に基づき、評定するものとする。

2 完成検査の評定は、一般土木工事の場合にあっては、工事成績評定の考査項目別運用表（様式土3-1①から様式土3-1⑧まで、様式土3-2①から様式土3-2④まで、様式土3-3①から様式土3-3②②まで、様式土3-4①及び様式土3-4②）に基づいて実施し、工事成績採点表（様式土2-1）により採点を行うものとし、併せて項目別評定内訳書（様式土1）を作成するものとする。

3 完成検査の評定は、建築・設備工事の場合にあっては、工事成績評定の考査項目別運用表（様式建3-1①から様式建3-1⑪まで、様式建3-2、様式建3-4から様式

建 3-7 まで、様式建 3-3-①から様式建 3-3-⑧まで）に基づいて実施し、工事成績採点表（様式建 2-1）により採点を行うものとし、併せて項目別評定内訳書（様式建 1）を作成するものとする。

（評定の提出）

第 5 条 第一次評定者は、工事が完成したとき、前条の考査項目別運用表及び工事成績採点表に必要事項を記載し、第二次評定者に提出する。

2 第二次評定者は、第一次評定者から提出された前項の書類に必要な事項を記載し、評定点を算出するとともに、工事成績を決定の上、検査規程第 10 条第 1 項第 1 号に規定する工事完成検査報告書に添付する。

3 工事担当課長は、前項の工事完成検査報告書の決裁を受けた後、検査担当課長に工事完成検査報告書、検査規程第 10 条第 1 項第 1 号に規定する工事完成検査調書、考査項目別運用表及び工事成績採点表（いずれも写し）を提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第 6 条 検査担当課長は、前条第 3 項の写しの提出を受けたときは、遅滞なく当該工事の請負人に対して、評定の結果を書面により通知するものとする。

2 前項の書面には、一般土木工事においては、項目別評定内訳書（様式土 1）を添付し、建築・設備工事においては、項目別評定内訳書（様式建 1）を添付するものとする。

（開示請求及びその対応）

第 7 条 前条による通知を受けた当該工事の請負人は、工事成績開示請求書（様式第 2）により、検査担当課長に対して評定の内容の開示を求めることができる。

2 検査担当課長は、前項による開示を求められたときは、遅滞なく開示するものとする。

（説明請求及びその対応）

第 8 条 第 6 条による通知を受けた当該工事の請負人は、評定に疑問がある場合は、通知の受取日の翌日から起算して 14 日以内に、工事成績評定説明請求書（様式第 3）により、検査担当課長に対して評定の内容の説明を求めることができる。

2 検査担当課長は、前項による説明を求められたときは、請負人と評定内容について相互に確認を行った上で、工事成績評定回答書（様式第 4）により、通知するものとする。

（評定の修正）

第 9 条 前条第 2 項の確認の結果、検査担当課長が評定を修正する必要があると認めたときは、改めて評定を決定し、請負人に対して、評定の結果を書面により通知するものとする。この場合において、第 6 条第 2 項の規定を準用するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月15日から施行する。